

1 変更届、廃業届の提出 ——法第11条、第12条——

許可を受けた後、下表のNo.1～15に該当する変更事項があった場合は、変更届出書、廃業届出書を速やかに提出してください。提出がない場合、罰則規定（建設業法第50条等）があります。

また、必要な届出のない状態では般・特新規申請、追加申請、更新申請はできません。

提出に当たっては、必要な書類（添付書類・確認資料等）がそろっているか、下表を確認願います。

※申請者が法人の場合には当該法人番号を記入しますが、裏付け資料として法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイト（<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）で検索された画面コピーを提示してください（平成30年度から、No.15決算報告の際は不要です。）。

《留意事項》

- 添付書類及び確認資料で発行日のあるものは、発行日から3か月以内のものを提出してください（納税証明書は除く。）。
- 届出者印を変更した場合は、印鑑証明書を併せて提出してください。
- 大臣許可の変更届の場合、届出に関する確認資料は関東地方整備局へ直接郵送してください（大臣許可の場合の確認資料は「建設業大臣許可申請（変更届）などの確認資料について」（国土交通省関東地方整備局ホームページに掲載）を参照願います。）。
- 下表に掲げた確認資料は、一般的なケースで最低限必要とされるものです。提出された資料で確認ができない場合は、更に他の確認資料が必要となります。

(1) 変更届

※様式名に「入力」と記載のあるものは電算入力用に正本・副本以外にコピーを1部添付

※「別とじ」欄の様式類は「別とじ用表紙」（P22参照）を付けて本冊とは別にとじること。

No.	変更事項	様式番号・添付書類		確認資料・備考	届出期間
1	商号	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） 入力	●印鑑証明書（印を変えない場合も提出のこと。）	変更 後 30 日 以 内
		別とじ	②商業登記に関する証明書（P76 注1） ※資本金、役員等が変わっている場合は、変更時期の確認のため、旧法人の閉鎖登記簿謄（抄）本等も必要		
2	営業所の名称 （P76 注2）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力 ②十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		
		別とじ	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力 ※主たる営業所に係る変更のみの場合、第二面は不要		
3	営業所の所在地・ 電話番号・郵便番号 （P76 注3）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力 ②商業登記に関する証明書（P76 注1） ※従たる営業所の所在地が変更になる場合で支店が登記されていない場合、②は不要	●営業所の確認資料（P51～53を参照） ●住民票（個人の場合）	
		別とじ	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力 ②商業登記に関する証明書（P76 注1） ※支店が登記されていない場合、②は不要		
4	営業所の新設	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力	●上記No.3と同様 ●No.11、No.13に係る届出も併せて提出	
		別とじ	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力 ②十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（P76 注4）		
5	営業所の廃止	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力 ②十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（P76 注4）	●No.13に係る届出も同時に提出	
6	営業所の業種追加 （P76 注5）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力	●No.13に係る届出も同時に提出	
7	営業所の業種廃止 （P76 注6・注7）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力	●No.13に係る届出も同時に提出	
8	資本金額	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） 入力		
		別とじ	②十四号 株主調書 ③商業登記に関する証明書（P76 注1）		
9	(1)就任 （P76 注8） 役員等	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②別紙一 役員等の一覧表（P26参照） ③六号 誓約書	●役員等氏名一覧表（P57参照）就任した者及び法定代理人を記入 ●登記されていないことの証明書、身分証明書（P56参照・P76注9）について、新たに就任した役員、法定代理人全員分（顧問、相談役、株主等は除く。）	
		別とじ	④十二号 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（就任した者について。ただし、就任した者が未成年の場合はその法定代理人についても提出すること。） ⑤商業登記に関する証明書（P76 注1）		

	(2) 辞(退)任 (P76 注10)	本冊	①二十二号の二変更届出書 (第一面) ②別紙一 役員等の一覧表 (P26参照)	●辞(退)任する役員が経營業務の管理責任者(又は専任技術者)の場合は、No.12、No.13の届出も同時に提出		
		別とじ	③商業登記に関する証明書 (P76 注1)			
	(3) 代表者 (申請人)	本冊	①二十二号の二変更届出書 (第一面) 入力 ②別紙一 役員等の一覧表 (P26参照)	●届出者印を変更した場合、印鑑証明書		
		別とじ	③商業登記に関する証明書 (P76 注1)			
	(4) 氏名 (改姓・改名)	本冊	①二十二号の二変更届出書 (第一面) ②別紙一 役員等の一覧表 (P26参照)			
		別とじ	③商業登記に関する証明書 (P76 注1)			
10	支配人 (個人の許可のみ)	(1) 新任	本冊	①二十二号の二変更届出書 (第一面) ②六号 誓約書 ③十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	●新任の者について登記されていないことの証明書 (P56参照・P76 注9) 身分証明書 (P56参照・P76 注9) ●新任・前任の者について経營業務の管理責任者である場合、P83参照 ●役員等氏名一覧表 (P57参照。就任した者のみ記入)	変更後30日以内
			別とじ	④十三号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 ⑤商業登記に関する証明書 (P76 注1)		
		(2) 退任	本冊	①二十二号の二変更届出書 (第一面)		
			別とじ	②商業登記に関する証明書 (P76 注1)		
		(3) 氏名 (改姓・改名)	本冊	①二十二号の二変更届出書 (第一面)		
			別とじ	②商業登記に関する証明書 (P76 注1)		
11	建設業法施行令第3条に規定する使用人		本冊	①二十二号の二変更届出書 (第一面) ②六号 誓約書 ③十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	●新任の者についてP51参照 登記されていないことの証明書 (P56参照・P76 注9) 身分証明書 (P56参照・P76 注9) ●前任(退任)の者についてP83「変更前の者」参照 ●役員等氏名一覧表 (P57就任した者のみ記入)	変更後2週間以内
			別とじ	④十三号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書		
12	経營業務の管理責任者	(1) 変更・追加	本冊	①二十二号の二変更届出書 (第一面) ②別紙一 役員等の一覧表 (P26参照)	●新任の者について ●前任の者についていずれもP83参照	
			別とじ	③七号 経營業務の管理責任者証明書 入力 ④七号別紙 経營業務の管理責任者の略歴書		
		(2) 削除 (一部廃業に伴う届出)	本冊	①二十二号の二変更届出書 (第一面) ②別紙一 役員等の一覧表 (P26参照)		
			別とじ	③二十二号の三 届出書 入力		
		(3) 氏名 (改姓・改名)	本冊	①二十二号の二変更届出書 (第一面) ②別紙一 役員等の一覧表 (P26参照)	●商業登記に関する証明書 (P76 注1)	
			別とじ	③七号 経營業務の管理責任者証明書 入力		
13	専任技術者	(1) 区分様式第八号の区分 (項番61) 2、3、4、5に当たる変更 (P76 注11)	本冊	①二十二号の二変更届出書 (第一面) ②別紙四 専任技術者一覧表 (P27参照)	●新任の者について ●前任の者についていずれもP86参照	
			別とじ	③八号 専任技術者証明書 入力 ④技術者の要件を証する書面 (下記ア～オのうち、該当するものを添付) 詳細についてはP18～19 (摘要や注についてもよく確認すること。) 及びP36～37、58～63を参照 ア 修業 (卒業) 証明書 イ 資格認定証明書の写し (原本提示) ウ 九号 実務経験証明書 エ 十号 指導監督的実務経験証明書 オ 監理技術者資格者証の写し		

	(2) 削除（後任の専任技術者が全くいない場合）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②別紙四 専任技術者一覧表（P27参照）	●一部廃業（P77(2) No.2、3）、営業所の廃止（No.5）、又は営業所の業種廃止（No.7）のいずれかに係る届出も同時に行う。		
		別とじ	③二十二号の三 届出書 <input type="checkbox"/>			
	(3) 氏名（改姓・改名） （P77 注12）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②別紙四 専任技術者一覧表（P27参照）	●戸籍抄本、住民票等（氏名の変更を確認できるもの）		
		別とじ	③八号 専任技術者証明書 <input type="checkbox"/> （項番61の区分3、4が必要）			
14	国家資格者等・監理技術者	様式第十一号の二の区分（項番71）の3、4、5に当たる各変更（P77 注13）	別とじ	①十一号の二国家資格者等・監理技術者一覧表 <input type="checkbox"/> ②技術者の要件を証する書面（P77 注14） （下記ア～オのうち、該当するものを添付） 詳細についてはP19（(2)とじ込み順6に係るもの：摘要や注についてもよく確認すること。）及びP36～37、58～63を参照 ア 修業（卒業）証明書 イ 資格認定証明書の写し ウ 九号 実務経験証明書 エ 十号 指導監督的実務経験証明書 オ 監理技術者資格者証の写し	P51(6)参照	P77 注15
15	決算報告 （P77 注16）	本冊	①別紙8 変更届出書 ②二号 工事経歴書 ③三号 直前3年の各事業年度における工事施工金額 ④法人：十五号、十六号、十七号、十七号の二財務諸表 十七号の三附属明細表（株式会社で、資本金が1億円を超える、又は貸借対照表上の負債合計が200億円以上の場合のみ。） 個人：十八号、十九号 財務諸表（P77 注17） ⑤事業報告書（特例有限会社を除く株式会社のみ。） ⑥四号 使用人数（変更のあったときのみ。） ⑦十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（変更のあったときのみ。） ⑧定款（変更のあったときのみ。） ⑨健康保険等の加入状況（変更のあったときのみ。） <input type="checkbox"/>		事業年度終了後4か月以内	
		別とじ	⑩納税証明書（P77 注18）			

- (注1) 商業登記に関する証明書については、登記事項全部証明書、履歴事項全部（一部）証明書、閉鎖登記簿謄（抄）本・閉鎖事項全部（一部）証明書又は登記事務がコンピュータ化されていない登記所においては商業登記簿謄（抄）本など数種類あります。それらを併せて提出することが必要な場合もありますので、自身の届け出る変更事項に係る記載がされていることを確認してから提出してください（例：役員（持分会社の業務執行社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種の組合等の理事等をいう。）辞任・退任の場合、当該役員の氏名及び辞任・退任の日付が記載されているかを確認）。
- ※インターネット「登記情報サービス」から提供する登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないので不可とします。
- ※登記対象外の者（顧問・相談役等）の変更については、商業登記に関する証明書は不要です。
- (注2) 営業所の名称変更の場合は、「旧営業所の廃止」及び「新営業所の追加」としての取扱いとなりますので、変更届出書（第二面）は、廃止で1枚・新設で1枚の計2枚必要です。
- (注3) 事実上の所在地の変更を伴わず、登記上の所在地の変更にとどまる場合でも変更届の提出が必要です。
- (注4) 営業所の廃止に伴い、主たる営業所のみになる場合には、不要となります。
- (注5) 法人（個人）として新たな業種を追加する場合は、P18～20を参照してください。
- (注6) 法人（個人）として現在許可を有している業種を廃止する場合は、全部廃業又は一部廃業となるので、P77、93～96を参照してください。
- (注7) 一部廃業に伴い、建設業を営む従たる営業所の業種の一部が廃止となる場合には、様式第二十二号の二（第一面・第二面）による届出が必要です。
- (注8) 執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長の変更、代表取締役の住所変更については、届出の必要はありません。協同組合等の場合は、役員名簿（東京都産業労働局の受付印のあるもの）を提出してください。
- (注9) 「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」については、知事許可の場合は、本冊とは別に確認資料へとじてください。大臣許可の場合は、誓約書の後につづり込んで提出願います。
- (注10) 「退任」とは、株式会社において、任期満了に伴い取締役をやめることです。会社法の施行により、取締役の任期は原則として2年となりますが、株式譲渡制限会社については、定款で定めることにより最長10年まで延ばすことができます。
- また、委員会設置会社の取締役の任期は原則1年です。
- (注11) No.13の区分（項番61）の2、3、4、5とは、それぞれ次のような場合を意味します。

- 2 担当業種又は有資格区分の変更
- 3 追加（交替するときの新任者のこと。）
- 4 交替に伴う削除（交替するときの前任者のこと。）
- 5 配置される営業所（のみ）の変更

(注 12) 氏名変更が必要な資格認定証明書をお持ちの場合には、適宜手続を行うことが必要です。氏名変更手続を行った場合、以降の申請手続等においては、改姓・改名後の資格認定証明書の写し（原本確認）を提出してください。

(注 13) No.14 の区分（項番 71）の 3、4、5 とは、それぞれ次のような場合を意味します。

- 3 有資格区分の変更
- 4 技術者の追加
- 5 技術者の削除

(注 14) 有資格区分の変更（ある者の資格区分が増えた場合）の場合には、記入した資格の全てについての確認資料ではなく、増えた資格についての確認資料を添付してください。

(注 15) 届出期間にかかわらず、変更が生じた場合には速やかに提出してください。

(注 16) ②、③、⑥、⑦の記入方法はそれぞれ P28～31、37 を参照してください。

(注 17) 平成 25 年 4 月 1 日に財務諸表が改正されました（株主資本等変動計算書、注記表）。平成 24 年 4 月 1 日以降に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき財務諸表について適用されます。注記表は、該当しない項目であっても削除しないでください。株式譲渡制限会社の場合で、記載が必要な項目に該当がない場合には「該当なし」と記載してください。

(注 18) 納税証明書については、申請と同時に提出する場合は、申請の別とじとまとめることができます。

許可区分			証明書の種類	発行機関	備 考
知事	法人		法人事業税 納税（課税）証明書	都税事務所	
	個人	事業税の課税額のあるもの	個人事業税 納税（課税）証明書（※都税事務所と税務署の年度表記は異なります。） （例）平成29年度の決算変更届を提出する場合、 都税事務所→「平成30年度」 税務署→「平成29年分」と表記されたものがが必要です。	都税事務所 税務署	納税証明書が発行されてから変更届出をしてください。4年以上前などで発行できない期間については確定申告書の写し（第一表及び第二表）を添付（原本提示） 8月半ばまでに提出する場合は申告所得税の「納税証明書（その2）」（摘要欄に「事業所得金額」の記載があるもの）を添付してください。
		事業税非課税	申告所得税の納税証明書（その2）	税務署	摘要欄に「事業所得金額」の記載があるもの
大臣	法人		法人税納税証明書（その1）	税務署	
	個人		申告所得税納税証明書（その1）	税務署	

(2) 廃業届

廃業等の届出要件については、P93参照

No.	変更事項	様式番号・添付書類	確認資料	届出期間
1	全業種の廃業	①二十二号の四届出書（P94参照） 入力		廃業後30日以内
2	一部業種の廃業（知事許可で、営業所が主たる営業所のみの場合）	①二十二号の四届出書（P94～96参照） 入力 ②二十二号の二変更届出書（第二面） 入力 ※（1）変更届のNo.13（P75）に係る届出も同時に提出 ※専任技術者の担当する業種の状況により作成する様式が異なります。P87～88参照		
3	一部業種の廃業（大臣許可、都知事許可で主たる営業所以外の営業所がある場合）	①二十二号の四届出書（P94～96参照） 入力 ②二十二号の二変更届出書（第一面・第二面） 入力 ※（1）変更届のNo.13（P75）に係る届出も同時に提出 ※専任技術者の担当する業種の状況により作成する様式が異なります。P87～88参照		